

## たつの市民生活応援商品券の換金等の留意事項について

本商品券事業は、たつの市産業部商工振興課（本館3階）が担当窓口ですので、ご注意ください。

- (1) 換金申請期間 令和8年4月10日（金）～令和8年10月30日（金）  
※換金申請期間以後は無効となりますのでご注意ください。

(2) 換金手続きの流れ

- ① 別添「たつの市民生活応援商品券換金請求書」に必要事項を記入・押印をお願いします。

なお、換金請求書（ワード様式）は、市ホームページからダウンロードすることができます。



- ② ①の換金請求書と使用済み商品券を取りまとめの上、下記のいずれかに持参をお願いします。（※郵送不可）

◆たつの市産業部商工振興課・各総合支所地域振興課  
（受付時間：8時30分から17時00分・土日祝除く）

◆たつの市商工会（本所・新宮支所・御津支所）  
（受付時間：9時00分から17時00分・土日祝除く）

- ③ 使用済み商品券の裏面右角（きりとり線）を切り落とし、かつ、取扱店名を記載しているかを必ずご確認の上、手続きをしてください。

- ④ 受付窓口での枚数確認に時間を要しますので、ご了承ください。

- ⑤ 市からの支払日は、月3回（5日・15日・25日）で、当該日が土日祝の場合は前日となります。（4月の支払日は、24日（金）のみ）

- ⑥ 請求手続き後、不備等がなければ2～4週間程度で指定口座に振込みます。

振込まで期間を要しますことご了承ください。

- ⑦ 記帳された場合、振込金額及び「タツノヨヒカケ」が印字されます。  
ただし、「たつの市支払明細照会システム」では確認できません。

【裏面もご確認ください。】

(3) 商品券の利用対象にならないもの

※以下のような場合は利用できませんので、ご注意ください。

- ① 換金性・投機性の高いもの、商品券の使用期間内に消費されない可能性のあるもの（商品券・ビール券・図書カード・文具券・ギフト券・旅行券等の各種商品券・印紙・切手・プリペイドカード等）
- ② 出資や債務の支払い（有価証券等の個人による出資・税金・振込手数料・電気代・ガス代・水道料金等）
- ③ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ④ たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ（紙巻たばこ・加熱式たばこ）
- ⑤ 医療保険や介護保険等の一部負担金（保険診療による処方箋が必要な医薬品を含む。）
- ⑥ 土地・家屋購入、家賃、地代、駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に係る支払い
- ⑦ その他公序良俗に反する取引等、当該商品券の発行趣旨にそぐわないもの

(4) 取扱店における厳守事項

- ① 商品券は、市内での特定取引において利用可能です。
- ② 商品券の利用金額（税込）に満たない場合は、受け取らないでください。  
（取扱例）
  - ・ 特定取引額：1,850 円（税込）の場合、商品券の利用は3枚のみ  
※商品券 1 枚：500 円×3 枚（=1,500 円）+現金等 350 円
  - ・ 特定取引額：490 円（税込）の場合、商品券の利用はできません。  
※お釣りは出ません
  - ・ 商品券には使用期間がありますので、使用期間以外には受け取らないでください。  
※使用期間：令和8年4月6日（月）～令和8年9月30日（水）
  - ・ 商品券の紛失及び盗難に対し、市はその責務を負いません。

【たつの市民生活応援商品券の問合せ先】  
〒679-4192 たつの市龍野町富永 1005 番地 1  
たつの市産業部商工振興課課（商品券担当）  
TEL：0791-64-3036 FAX：0791-63-3784  
E-mail：shohinken@city.tatsuno.lg.jp